

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成13年 2月 1日

住 所 横須賀市内川2丁目5番50号

氏 名 株式会社リフレックス
代表取締役 古敷谷 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横須賀市長 沢田 秀 男



許可の年月日	平成 5 年12月17日（廃プラスチック類） 平成13年 2月 1日（木くず・がれき類）	許可番号	第28号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃プラスチック類の破砕施設 木くず・がれき類の破砕施設 処理する産業廃棄物の種類：別紙のとおり ※混合廃棄物の破砕施設として使用する場合は処理する産業廃棄物の種類：別紙のとおり		
設置場所	横須賀市内川2丁目5番50号		
処理能力	別紙のとおり		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

1. 廃プラスチック類の破砕施設
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号)
処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類
処理能力：6.36 t / 12 h
2. 木くず・がれき類の破砕施設
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2)
処理する産業廃棄物の種類：木くず、がれき類
処理能力：60.9 t / 12 h (木くず)
258 t / 12 h (がれき類)
3. その他
(混合廃棄物の破砕施設として使用する場合)
処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類
処理能力：72 t / 12 h

COPY